

別表六の二(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(四) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連事業年	結業年度	・	・	法人名	
円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費	超過税額控除割合 $(14 - \frac{10}{100}) \times 0.2$	15		円
1	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表「1」の合計)				
2	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 $(13) \times (15)$	16		
3	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)「10」の合計)	当期税額基準額 $(9) \times 10$	17		
4	増加試験研究費の額 (1)-(3) ( $(1) \leq ((26) \text{ 又は } (27))$ の場合は0)				
5	増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$	当期税額控除可能額 (10)の金額又は(18)の金額	19		
6	(5) $\geq 30\%$ の場合	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の③」)	20		
7	(5) $< 30\%$ の場合 (5)	法人税額の特別控除額 (19)-(20)	21		
8	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) $\geq 30\%$ の場合				
9	試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) $< 30\%$ の場合				
10	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times ((6) \text{ 又は } (7))$ ( $(4) \leq ((3) \times \frac{5}{100})$ の場合は0)	基準試験研究費の額の計算に関する明細			
11	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)「5」の合計)	前	当	改定試験研究費の額の合計額 (23) × (24)	25
12	平均売上金額の10%相当額 $(11) \times \frac{10}{100}$	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
13	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)-(12)	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
14	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
15	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
16	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
17	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
18	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
19	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
20	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
21	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
22	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
23	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
24	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
25	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
26	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円
27	試験研究費の増加額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に	円

御注意

「比較試験研究費の合計額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合5」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除」には、「(4)×(6)」として計算した金額を記載してください。

「21」欄  
試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第4項第1号」  
② 「区分番号」欄：「10469」  
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

「21」欄  
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第4項第2号」  
② 「区分番号」欄：「10011」  
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額